

市長説明要旨

— 平成27年9月市議会定例会 —

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で「平成26年度四万十市一般会計決算の認定について」など17件、予算議案で「平成27年度四万十市一般会計補正予算について」など9件、条例議案で「四万十市個人情報保護条例の一部を改正する条例」など5件、その他の議案で「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について」など12件のほか、「人権擁護委員候補者の推薦」に関する諮問案2件の合計45件となっております。この他に報告事項が3件あります。

なお、四万十市立中村中学校屋内運動場の改築に係る契約議案1件を、後日追加提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは6月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告をいたします。

【まち・ひと・しごと創生】

まずは、まち・ひと・しごと創生に関連し、ご報告申し上げます。

現在、10月末を目途に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を

策定しているところですが、総合戦略の策定に先行し、地方創生先行型の上乗せ交付分を活用した事業展開を図ってまいりたいと考えております。

その内容としましては、平成27年10月30日までに地方版総合戦略の策定が条件となる上乗せ交付（タイプⅡ）として、「シティプロモーション推進事業」、「四万十ぶしゅかんプロモーション事業」の2事業を、また、他の地方公共団体の参考となる先駆性を有するもので、採択にはハードルの高い上乗せ交付（タイプⅠ）として、広域連携による「四万十・足摺エリア誘客促進連携事業」の計3事業を計画しております。

関連予算を今議会に提案させていただいておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

続いて、それぞれの事業概要等について、ご説明いたします。

○シティプロモーション推進事業

まず、シティプロモーション推進事業についてです。

本年3月に策定した「産業振興計画」の主要な戦略として「産業間連携による新たな付加価値の創造」と「“四万十”のブランド力を磨き、まるごと発信・販売」を掲げ取り組む中、また、今後「地方創生」に取り組んでいくうえでも、各産業分野をつなぎ市内外へ発信・販売していくための指針となり、国内外から本市に目を向けられるきっかけづくりが必要と考えます。

このため、本市の本質的な魅力や優位性を今一度見極め、話題性を生む市のコンセプトやそれに付すメッセージ、それらを象徴するキャッチコピーやロゴなどのコミュニケーションデザインをつくり、様々な媒体や手法を通じて本市を強くアピールしていく「シティプロモーション」を展開することで、「四万十市が変わろうとしている、面白いことを始めそう」など、市民や市内事業者の期待感とやる気を生むとともに、地域産品の外商や観光客の誘客、さらには移住促進など、市経済の活性化につなげていくものです。

コミュニケーションデザインの作成にあたっては、市内の民間の実践者や市の若手職員、地域おこし協力隊や移住推進員、県の地域支援企画員に参画いただいたワーキンググループを組織し、地域デザインの専門家をアドバイザーとしてワークショップ形式で作り上げていきます。

既に7月から県のアドバイザー制度を活用し2回のワーキンググループを開催し、四万十市の魅力、素材の洗い出しから始めているところで、10月からは、「まち・ひと・しごと総合戦略」の施策に位置付け、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付分を活用し事業推進を図るもので、今年度は基本プランを作成し、来年度にキャッチコピーやロゴマークなどのデザイン化をしたうえで、プロモーションを始動する予定です。

○四万十ぶしゅかんプロモーション事業

次に、四万十ぶしゅかんプロモーション事業についてです。

本市の地域特産である「ぶしゅかん」の産地形成と加工（6次産業化）により、持続した農業経営の促進と地産外商を推進するため、関連した取り組みも併せてご説明いたします。

まず、昨年度から取り組んでおります産地化推進につきましては、今年3月に大川筋、富山の中山間地域に設置した約1haのモデル園では、栽培指導や園地の管理など関係機関の協力を頂きながら約450本の苗も順調に生育しております。収穫には数年を要しますが、農家の所得向上につながる作物として推奨するための支援を引き続き行ってまいります。

しかしながら、ぶしゅかんを活用した持続した農業経営の促進と地産外商を推進していくためには、認知度向上による一層の事業推進と「四万十ぶしゅかん」のブランド化が必要であると考えます。

このため、今回の上乗せ交付金を活用し、生産者や地域の思いが正しく認知され、消費者が目で見ても興味を引くプロモーションビデオ等を作成し、様々な媒体等での発信、普及キャンペーンや商談会等での活用による販売促進活動を展開していこうとするものです。

関連して、先月には首都圏の高級スーパーや百貨店、延べ7箇所での4日間のブランディングキャンペーンを実施しました。

青玉とパンフレットの配布と併せ加工品の試飲、試食を奨めながらPRを行い、消費者には四万十の夏のさわやかな香りが大好評との報告を受けております。

こうした様々な取り組みによって、地域特有のぶしゅかんの食文化を広く伝え、加工品開発の支援や生産者の安定的で持続可能な品目として、外商を積極的に行いぶしゅかんに四万十ブランドとして確立してまいります。

○四万十・足摺エリア誘客促進連携事業

最後に、四万十・足摺エリア誘客促進連携事業についてです。

この事業は、平成22年度に法人化した幡多広域観光協議会が実施主体となり、高知県や6市町村、各観光協会、民間事業者等と連携し、ワンストップで幡多地域の観光サービスを提供することで、教育旅行のみならず、一般観光客の誘致や受入に加え、外国人観光客の受け入れ体制を強化し、幡多地域の滞在型・体験型観光を一体的、戦略的に推進していこうとするものです。

具体的には、教育旅行誘致に比べノウハウが少なく、商品造成や誘客促進、広報・PR等の体制確立が急がれる「一般旅行」への対策や、温暖な気候と施設の充実等で他地域より優位性のある「スポーツツーリズム」のワンストップ窓口の体制づくりのほか、急激的な伸びを見せる「国際観光」などへ対応した体験型・滞在型観光を推進するための仕組みづくりや基盤整備を行うことにしております。加えて、幡多広域観光協議会の戦略的マーケティングや企画・立案のための「体制強化」により、将来にわたり自立的・継続的な事業を展開していくための収益体制の向上を図るものです。

このような地域間連携のもと、自然や食材など地域資源を活かした「観光」を切り口に地域全体で交流人口や消費額が拡大していくことで、観光業のみならず、それを支える農林水産業や商工業などにも、経済的な波及効果が生まれてくるものと考えております。

【少子化対策（婚活事業）】

次に、少子化対策についてです。

本市においても未婚化、晩婚化が進展しており、それが少子化の一因となっている状況です。

現在策定しております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎資料となるアンケート調査において、独身男女とも結婚を希望する方が多くを占め、結婚をしていない理由として、「結婚したいと思える相手がいない」、「出会う機会、きっかけがない」がそれぞれ4割を超えている結果となっております。

市としましても、結婚につなげていくための取り組みとして、これまで婚活事業を実施してまいりましたが、参加者のコミュニケーションスキルの不足が課題としてありました。

このため、今年度は内容を一新し、民間事業者の企画力や実行力を活用し、人材育成の視点を取り入れることを意識しながら、3つの企画を実施することとしております。

一つ目は、「五感で感じる小京都」と題し、9月の土日2日間を開催期間としています。初日は、男女別々にコミュニケーション

スキルの向上を図るための講義や懇親会を行い、2日目は、市の伝統文化である不破八幡宮の神事体験やバーベキューなどをメニューとして加え、出会いの演出だけではなく、人間力の向上や伝統文化、郷土の食材の学習まで取り込んだ企画となっております。

企画の二つ目は、「アラフォー！名刺交換会」で、10月末の開催を予定しています。こちらは、先ほどの企画よりも少し年齢層の高い男女をターゲットに実施するもので、名刺交換会を通じて親交を深めることを狙いとしております。これまで実施してきた婚活事業では、特に男性のコミュニケーション力に課題があるとの指摘もあり、参加男性の事前学習会も予定しております。

企画の三つ目は、「ミライはぐくみ婚」で、事前講座をセットした婚活イベントとなっております。こちらは、9月、10月に男塾、女塾として、人間力向上のための講座をそれぞれに行い、11月に合同でパーティーを行う計画となっております。この企画は、自ら行動できる人材育成を主目的としたもので、そういったことがひいては、出会いを引き寄せる力など、自己啓発につながることを期待されます。

またこれら3つの企画についてはいずれも人材養成講座の経験が豊富な移住推進員が支援することとなっております。

【地域を繋ぐ・命の道】

次に、「地域を繋ぐ・命の道」である四国横断自動車道 佐賀～

四万十間につきましては、今年4月に国土交通省において対応方針の決定及び事業化に向け都市計画等を進めるための調査を行うことが決定され、8月26日には都市計画決定に向けた環境アセスメントの手続きが開始されたところです。

高速道路延伸の実現に向けては、沿線の四万十市と黒潮町だけでなく、幡多地域が一体となって、地域の実情やその必要性を訴えながら、強力に取り組みを進める必要があると考えております。

このような背景から、去る7月27日に私と黒潮町長が発起人となり、幡多6市町村長による「四国横断自動車道佐賀～四万十建設促進期成同盟会」を設立いたしました。

この設立総会では、私が会長に就任させていただくと共に佐賀～四万十間の早期事業化に向け必要な手続きを円滑かつ迅速に進めることなどを決議し、この決議文を自由民主党ITS推進・道路調査会長の山本有二衆議院議員に手交させていただいたところです。

また、当日は昨年10月に発足した「四万十市の道路整備を進める女性の会」が、地域に暮らす女性独自の視点から、高速道路の整備がもたらす効果などについて意見発表を行い、私自身も感銘を受けると同時に、力強い仲間が増えた喜びを感じました。

その後、8月4日には、国土交通省本省並びに地元選出の国会議員にこの決議の内容を要望させていただくと同時に、地域の課題や整備効果を強く訴えてまいりました。

幡多地域は、東京との時間距離が日本で一番遠い地域と言われて

おり、観光客誘致や企業立地等の面で大きなハンディキャップを抱えている一方で、日本最後の清流四万十川や足摺宇和海国立公園をはじめとする雄大な自然など全国に誇れる地域資源を有しています。

今後、幡多地域の創生を図るためには、これらの地域資源を最大限活用しながら、元気で魅力ある地域づくりに全力で取り組むことは当然として、この取り組みを支える高速道路をしっかりと繋ぐことにより、これまでの延伸で幡多地域にも徐々に見え始めた経済の好循環を確かなものとし、地域の隅々までしっかりと波及させなければいけません。

今後も幡多6市町村が一体となることは勿論、関係する組織ともスクラムを組んで、佐賀～四万十間の早期事業化に向けて全力で取り組んでまいります。

【道の駅】

次に道の駅についてです。

現在、7月から9月まで5回の予定で、商品開発のワークショップを開催しています。これは、現在ある商品のブラッシュアップと新商品開発を目指して実施しているもので、各加工グループなどから四万十市の地のものを使った商品がいくつも提案されており、非常に楽しみな展開となっています。また、国土交通省による道の駅認定に向けて申請を行っている段階にあり、認定後には正式に

道の駅としてPR活動などが可能となりますので、積極的な取り組みをしていきたいと考えております。

建設工事関係では国道441号線の西側の本体部分の建築工事などが着工しました。年度末の竣工に向けて工事が本格化してまいります。

なお、3月31日に地元向けのプレオープン、4月10日には本オープンを目指して取り組みを進めてまいります。

【健康・福祉地域推進事業】

次に、健康・福祉地域推進事業についてです。

急速に進行する高齢化社会に対応するために、地域と協働して「高齢となっても住み慣れた地域で、いつまでも健康で生き活きと安心して暮らすことができる地域」を目指して、平成24年度から各地区健康福祉委員会の活動を支援してきた結果、現在99の地区で事業を実施しております。

昨年10月には事業開始から3年という節目を迎えたことから、事業の必要性や効果を検証するため、アンケート調査を実施したところです。

調査の結果、「地区の絆が深まってきた」「健康に対する意識が高まった」「認知症気味で暗い顔をしていたお年寄りが明るくなった」など、実施地区の8割から「地域にとって、よい方向に変化があった」との回答をいただいたところです。

また、昨年度末から、地域の取組内容の報告や課題などを把握するため、中学校区ごとの意見交換会を開催しています。それぞれの地区の取り組みなどを参考にするなど、活発な意見交換会となっております。

一方、この意見交換会で出た課題や取り組みを参考に、社会福祉協議会と連携し、まだこの事業に取り組めていない地区への設立支援につなげていくこととしています。

今後も、順次意見交換会を行い、より良い取り組みに発展させていく中で、地域での支えあいの醸成に努めてまいります。

【歯と口の健康づくり】

次に、歯と口の健康づくりについてです。

本年3月に「歯と口の健康づくり推進条例」に基づく基本計画を策定し、四万十市歯科医師会をはじめ、保育所、学校、介護等の関係機関が連携して、ライフステージに応じた歯科保健活動を推進しています。

本市はこれまで誤嚥性肺炎を予防するため、高齢者を対象に「口腔ケア事業」を実施しておりますが、若い時から口腔ケアを行い、自分の歯を残すことの重要性を実感しているところです。

一方で、本市における3歳児の平均むし歯本数は県平均の0.6本より多い1.39本という状況にあることから、幼児期からの対策も講じていく必要があります。

歯は、生え始めの頃は歯質が弱く、乳歯から永久歯に生え変わるまでの子どもの頃が一番むし歯になりやすい時期となります。つまりは、この時期の取り組みが「一生自分の歯でしっかり噛んでおいしく食べることができる口づくり」の基礎となるものです。

このため、これまでの子どもの頃からの食後の歯磨き習慣やダラダラ食べない生活リズムを定着させる意識付けを継続させることはもとより、今年度から新たにフッ素洗口を実施していくこととし、保育所から順次、取り組んでまいります。

【マイナンバー制度】

次は、マイナンバー制度についてです。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野において、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤となるもので、制度の導入によって、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告など、行政手続における確認作業や添付書類の簡素化が図られるというものです。

今後の主なスケジュールとしましては、市が市民一人一人に付番した12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーを今年10月以降、順次各個人に通知します。

その後、平成28年1月からの制度開始と併せて、希望者には、市役所本庁市民課と西土佐総合支所住民分室において直接「個人番号カード」を交付することとなります。

なお、マイナンバー制度自体について、未だ分かりにくいという声も多く聞かれますので、市民の皆さんが安心してマイナンバーを利用できるよう、引き続き市広報等を通じて制度の周知を図っていくとともに、制度や個人番号カードに関する相談にも対応していきたいと考えております。

今議会に、制度開始に伴う個人情報保護条例の一部改正を議案として提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

【人事評価制度】

次に、人事評価制度についてです。

昨年5月の地方公務員法の改正に伴い、平成28年4月から人事評価制度の導入が求められています。人事評価制度は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎とするだけでなく、人材育成や組織力の向上に寄与するものとされており、本市においても導入に向け、今年度中に制度を構築する必要があります。

制度の構築にあたっては、目的や制度内容について、職員の共通理解が不可欠であるため、庁内に制度の導入及び運用に関し必要な事項を調査・検討する検討委員会及びその下部組織として詳細な制度設計を行う作業部会を組織し、検討を進めています。

これまで、検討委員会及び作業部会を計5回開催し、基本となる人材育成方針案や制度設計の方向性からはじまり、等級別の職務基準や評価項目、評価の手順など制度の詳細の検討に入っている

ところでは。

今後も検討委員会及び作業部会で議論を重ね、本年10月中には制度案を策定し、職員に対する研修、試行を実施しながら、来年度からの制度導入に向け、取り組んでまいります。

【健全化判断比率等】

最後に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して13.1%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して142.3%と、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、前年度より改善しております。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足の生じている公営企業会計はございません。しかし、一般会計からの繰出に依存せざるを得ない状況にありますので、今後も独立採算の原則を再認識し経営の健全化に努めてまいります。

以上で、主要課題等への取り組みについての報告を終わります。